

安田町お試し滞在施設の設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安田町お試し滞在施設の設置及び管理条例（平成26年安田町条例第19号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、安田町お試し滞在施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 条例第6条に規定する使用料については、条例第7条第2項に基づく使用許可決定通知を受けた日から利用開始までに、納入通知書により前納しなければならない。

2 当初使用期間及び使用期間の延長については、1日単位を基本とする。

3 使用料には、施設及び備品の使用料、電気料、プロパンガス使用料、水道料、合併処理浄化槽の管理に係る費用及びインターネット・地上デジタル放送等回線使用料を含むものとする。ただし、備品以外の飲食費及び衛生用品等の日常消耗品は、使用者の負担とする。

(使用申請及び使用決定通知)

第3条 条例第7条第1項に規定する使用の申請は、安田町お試し滞在施設使用許可申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定するに基づき使用を許可する場合は、安田町お試し滞在施設使用許可決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 条例第7条第2項の規定するに基づき使用を不許可する場合は、安田町お試し滞在施設使用不許可決定通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

(使用期間の延長)

第4条 前条第2項により決定通知書を受けたのち、当初の使用期間を延長し、使用しようとする時は、前条第1項に規定する申請書により延長の申請を行うものとする。

(修繕の費用の負担)

第5条 施設及び備品の修繕に要する費用は、町の負担とする。

2 前項の規定による修繕が使用者の責めに帰すべき事由によって生じたときは、同項の規定にかかわらず、使用者は町長の指示に従い当該修繕をし、又はその費用を負担しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第2条第1項に規定する使用料を納めた後に、町長の指定する職員（以下「職員」という。）から当該施設の鍵を受け取り、施錠するなど善良に管理すること。鍵を紛失したときは、速やかに職員にその旨を報告しなければならない。

(2) 火気の取扱いに注意し、備品等を適切に取り扱うこと。

(3) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(4) 施設の使用期間が満了したときは、施設を原状に復し、直ちに職員に当該施設の

鍵を返却すること。

(5) その他、職員の指示に従うこと。

(行為の制限)

第7条 使用者は、施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 犬や猫などのペットを飼育すること。

(2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 展示会、その他これに類する催しをすること。

(5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

(6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。

(7) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(8) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。

(9) 施設の模様替え、又は増改築をすること。ただし、原状の回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りではない。

(10) その他施設の使用にふさわしくない行為

(決定の取消)

第8条 町長は、使用者に前条の規定に違反する行為があったと認めた場合、第3条第2項の使用許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により使用許可を取り消したときは、安田町お試し滞在施設使用許可取消通知書(別記様式第4号)により、使用者に通知するものとする。

3 前項の規定により取消通知書を受けた使用者は、取り消しによる使用期日までに退去しなければならない。

(暴力団等の排除)

第9条 町長は、当該使用が暴力団の活動に利用されると認めたときは、安田町暴力団排除条例(平成23年安田町条例第10号)第8条の規定により施設の使用許可の決定を行わないものとする。

2 町長は、施設の使用許可決定後に当該使用が暴力団の活動に利用されると認めたときは、暴力団排除条例第8条の規定により施設の使用許可の決定を取り消すことができる。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第10条 使用者が、施設の使用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(退去に係る検査等)

第11条 使用者が、使用期間の満了又は使用途中の退去を行う場合は、当該退去日までに町長に届け出て、職員の検査を受けなければならない。

2 使用者は、第7条第9号の規定により当該施設を模様替え、又は増改築をしたときは、前項の検査までに、自己の費用で原状の回復又は撤去をしなければならない。ただし、事前に町長の承認を得たときは、この限りではない。

(事故免責)

第12条 施設又は施設周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

安田町お試し滞在施設使用許可申請書

年 月 日

安田町長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

Email アドレス

安田町お試し滞在住宅を使用したいので、安田町お試し滞在施設の設置及び管理条例第7条1項の規定により、次のとおり申請します。

使用に当たっては、同条例の定めに従い適正に使用することを約束します。

区 分	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 延長			駐車の有無	有無	駐車の数	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）						
使用者の氏名	申請者との関係	性別	生年月日	職業	特記事項		
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	M・T・S・H 年 月 日				
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	M・T・S・H 年 月 日				
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	M・T・S・H 年 月 日				
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	M・T・S・H 年 月 日				
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	M・T・S・H 年 月 日				
特別設備・特殊物品搬入の名称	数量等	使用場所		理由			
移住希望の内容（現在の生活状況、移住の動機、移住時期の予定等を詳細に記載してください。）							

※申請者の身分証明書（免許証等）の写しを添付してください。

※条件：安田町暴力団排除条例（平成23年安田町条例第10号）第8条の規定により、暴力団の活動に利用されると認められた場合は許可できません。

安田町お試し滞在施設使用許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

安田町長

平成 年 月 日付けの安田町お試し滞在施設使用許可申請について、安田町お試し滞在施設の設置及び管理条例第7条2項の規定により、次のとおり使用を許可します。

使用に当たっては、安田町お試し滞在施設の設置及び管理条例施行規則の定めに従い適正に使用してください。

区 分	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 延長		駐車の有無	有無	駐車の数	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）					
使用者の氏名	申請者との関係	性別	生年月日	職業	特記事項	
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	M・T・S・H 年 月 日			
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	M・T・S・H 年 月 日			
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	M・T・S・H 年 月 日			
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	M・T・S・H 年 月 日			
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	M・T・S・H 年 月 日			
特別設備・特殊物品搬入の名称	数量	使用場所		理由		

※条件：安田町暴力団排除条例（平成23年安田町条例第10号）第8条の規定により、暴力団の活動に利用されると認められた場合は、当該使用許可の決定を取り消します。

別記様式第3号（第3条関係）

安田町お試し滞在施設使用不許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

安田町長

印

平成 年 月 日付けの安田町お試し滞在施設使用許可申請について、安田町お試し滞在施設の設置及び管理条例第7条2項の規定により、使用を不許可とします。

記

理由：

別記様式第4号（第8条関係）

安田町お試し滞在施設使用許可取消通知書

年 月 日

様

安田町長

安田町お試し滞在施設の設置及び管理条例施行規則第8条2項の規定により、次のとおり安田町お
試し滞在施設の使用許可を取り消すので通知します。

記

理由
取り消しによる使用期日 年 月 日まで

別記様式第5号（第11条関係）

安田町お試し滞在施設退去届出書

年 月 日

安田町長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号
Email アドレス

安田町お試し滞在施設の設置及び管理条例施行規則第11条1項の規定により、次のとおり安田町お試し滞在施設退去届出書を提出します。

退去の日	
検査希望 年月日	
模様替え・増築の 有無	